

2020年度町田市教育委員会

第4回定例会会議録

1、開催日 2020年7月3日

2、開催場所 第二、三、四、五会議室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一
委 員 後 藤 良 秀
委 員 森 山 賢 一
委 員 八 並 清 子
委 員 井 上 由 奈

4、署名委員 教育長

委 員

5、出席事務局職員	学校教育部長	北 澤 英 明
	生涯学習部長	中 村 哲 也
	教育総務課長	田 中 隆 志
	教育総務課担当課長	是 安 智 彦
	学務課長	田 村 裕
	学務課担当課長	中 溝 智 章
	保健給食課長	有 田 宏 治
	指導室長	小 池 木 綿 子
	(兼) 指導課長	
	指導課統括指導主事	宇 野 賢 悟
	生涯学習部次長	佐 藤 浩 子
	(兼) 生涯学習総務課長	
	生涯学習総務課担当課長	西久保 陽 子
	生涯学習センター長	塩 田 一 人
	図書館長	中 嶋 真

図書館市民文学館担当課長

江波戸 恵 子

(町田市民文学館長)

書 記

中 里 典 子

書 記

大河内 和歌子

書 記

瓜 田 円

速 記 士

帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、請願、提出議案、臨時代理報告及び結果

請 願 第 1 号 2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願 不 採 択

請 願 第 2 号 「十七条の憲法の中身」を示した教科書の採択に関する請願
不 採 択

請 願 第 3 号 100年前「人種差別撤廃」を提案した日本のことを書いてある教科
書の採択に関する請願 不 採 択

議 案 第 1 0 号 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則につ
いて 原 案 可 決

議 案 第 1 1 号 第5期町田市生涯学習審議会委員の委嘱について
原 案 可 決

臨時代理報告第2号 第32期町田市社会教育委員の委嘱及び解職の臨時代理の報告につい
て 承 認

7、傍聴者数 18 名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○教育長 開会に先立ちまして、先ほど事務局から案内がありましたように、傍聴者の皆様にはぜひとも円滑な会議の運営ができますようにご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから町田市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は森山委員です。

まず、日程の一部変更をお願いいたします。本日は、請願が3件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第1号、請願第2号及び請願第3号の審議を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、請願第1号「2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で、口頭による意見陳述をお願いいたします。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 私は、町田市に住んで40年近く、3人の子育てをし、現在、小学生2人、保育園児1人の3人の孫たちとの同居もしております佐藤美登里と申します。

本日は、町田市の子どもたちのために、2021年度の中学校教科書の採択に関し、請願の機会を得まして、本当に感謝いたします。よろしくお願いいたします。

私は、教師として町田、八王子、世田谷の3地域の中学校で教えてきました。町田では、当時、都内でも指折りの大規模校でも教えました。最後の世田谷では、1学年2クラスずつの小規模校で、今までになかった自校方式の中学校給食がありまして、定年までの最後の日々がどんなに充実していたかはご想像にお任せいたします。

子どもたちにとって中学校は、心身ともに大きく成長する場であることは言うまでもあ

りません。おいしく食べて体力をつけ、楽しく学べる環境の中で、しっかり学習して学力をつけることは、私たち大人が未来ある子どもたちに対し、何をおいてもやってあげなければならないことと思います。

今、町田市の学校の現状を見ますと、中学校には食育をするのに必要な 23 区の中学校のような学校給食がありません。密を避ける必要があるコロナ禍の中で、欧米並みの少人数学級で学べる環境がありません。

このような検討課題がある中、本日は、子どもたちの学習の権利を保障するために、教育委員の皆様には、子どもたちが学ぶのに最適な教科書を、責任を持って選んでいただきたいと心よりお願いする次第です。

私が最初、町田市で教えていたときは、各教科ごとに教員たち、私たちが、子どもたちにわかりやすいかな、これをどのように教えるかなど、私たちの検討と責任において選んでいました。先日、私も教科書展示を見てきましたが、国語から英語、道徳まで 10 教科、69 社の教科書があり、それが 3 学年分だと膨大な数です。これを各委員の皆様が精査して選ぶことが可能なのか非常に疑問です。私自身にはとてもできません。

I L O ・ユネスコは 1966 年に「教員の地位に関する勧告」で、教員は「教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて主要な役割を与えられるべきである」と述べています。国際的にもほとんどの国がこのように実施され、国定教科書の国以外で教員が教科書を選べないのは日本だけのようで、恥ずかしく思います。

本日の請願第 4 項目にありますように、現行の教育委員会による採択制度を改め、教員による採択制度とするよう文部科学省、東京都教育委員会に申し入れていただくようお願いいたします。

順が変わりましたが、次に、請願第 1 項目について述べます。

平和憲法のもと、戦後 75 年、全く戦争を知らない子どもたちが、平和のすばらしさ、一人一人の人としての権利、そして何より政治にかかわる国民主権について学ぶ上で重要なのは、社会科、歴史・公民であることは明らかです。

私は、第二次世界大戦後、日本がポツダム宣言を受け入れて、新しく日本国憲法を制定するに至った過程について、教科書にどのように書かれているのか、実際に数社のものを見比べてみました。

ポツダム宣言の 6 項目、「日本国民をだまし、世界征服にのりだすといったあやまちを犯した者の権力と勢力は永久に取り除かなくてはならない」、7 項目、「日本に平和、安全、

正義の秩序が建設されるまでは日本を占領する」、このような項目を教科書に載せているものがある一方、育鵬社の教科書には全く記載されていません。

また、「憲法を改正する過程では、天皇主権を維持する内容だったため、GHQは変革が不十分であるとしてつくり直させた」とある教科書に対し、育鵬社では、「GHQはこれを拒否し、自ら1週間で憲法草案を作成したのち、日本政府にこれを受け入れるようきびしく迫りました」とし、拒否の理由も示されず、ただ押しつけられた印象だけが残るような表現になっています。

さらに、日本国憲法については、全ての国民が基本的人権を持つことを保障し、法律によっても侵すことのできない権利として尊重しています。天皇主権を否定し、さらに多くの犠牲を出した戦争への反省の上に立って、戦争の放棄を宣言していますと説明している教科書のある一方で、育鵬社では、「日本国憲法は天皇の位置づけを、大日本帝国憲法での統治権の総攬者から、日本国および日本国民統合の象徴へと、とらえ直しました」とあります。この「とらえ直した」という表現にはびっくり、違和感すら覚えます。

歴史の真実を学ぶのに、このような記述内容の違いは重大な問題ではないでしょうか。現に他市ではこの育鵬社の教科書で学んでいる子どもたちがいます。幾ら検定を通過している教科書だとしても、これを選択して子どもたちに与える影響は大きいと言わざるを得ないと思います。

参考資料として添付しました育鵬社の教科書についてのアンケート調査結果をご覧ください。3ページ目の真ん中より少し上に「歴史の近代史と公民が特に偏向しており、極めて使いづらい。こんな内容でよく検定を通ったなと思う」。もう1つ、その4段ぐらい下に、「全体的に押し付けがましい。(中略)まず1つの結果や価値観を押しつけている感が強く、読んでいて楽しくない」。実は私もこれと同じような感想を持ちました。ぜひこのアンケート結果も参考にさせていただいて、よろしくご検討をお願いします。

次に、請願項目2の道徳についてです。日本弁護士連合会が道徳については、「憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある」と述べています。

一部の教科書には、国を愛し、伝統や文化を受け継ぎ、国を発展させようとする心（愛国心）など、22の徳目を、達成度1から4の段階で自己評価させるものもあり、これは生徒に価値観の押しつけ、内心の自由に踏み込むものになってしまうとされています。

今、貧困と格差が広がる中で、シングルマザーやDVの家庭もあり、また外国籍や外国

系の子どもたちもふえてきています。どんな子どもも一人の個人として尊重され、また、他人に対しても思いやりの心が持てるよう育てる教育ができるようご検討ください。

最後になりますが、請願項目3の採択の際の公開性、透明性、これを貫き、学校からの意見の自由記述も大いに認め、教育委員の皆様の出版社名を挙げての発言や、記名投票も実施されるようお願いいたします。

請願項目5についても、子どもと教科書全国ネット21の調査によりますと、2010年以降、中学校の授業時数はふえていないのに、教科書のページ数はふえていて、一層の詰め込みが心配されています。多忙な教員にとっても、生徒にとっても、大きな負担となることを念頭に、子どもたちの学びが豊かになるよう、意義ある検討をお願いいたしまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○教育長 請願者による請願第1号の意見陳述が終わりました。

この後、質疑を行いたいと思いますが、請願者の方には念のため申し上げておきます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、それをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより質疑を行います。請願第1号の要旨や理由、あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第1号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いします。

○学校教育部長 請願第1号について、その願意の実現性、妥当性について申し述べます。

まず、請願項目1、憲法の国民主権、基本的人権、平和主義にもとづき、町田市非核平和都市宣言を尊重した教科書を採択すること、特に社会科、歴史・公民について、慎重な検討を求めることについてでございますが、中学校学習指導要領、社会〔公民的分野〕で

は、「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の学習で身につけるべき知識として、日本国憲法が、基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解することと示されております。

また、1983年2月に町田市が宣言した町田市非核平和都市宣言については、日本国憲法に掲げられた平和主義の理念に基づくものであることから、さきに述べたところの憲法の内容にのっとり同様の精神にのっとり同様の精神でございませう。

義務教育諸学校教科用図書検定基準では、学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、適切であるかどうかを審査するものと示されており、これに合格している検定済み教科書から採択することとなります。

以上のことから、請願項目1につきましては願意は既実現されていると考えます。

次に、請願項目2、道徳については心の押しつけにならないよう慎重な検討を求めることについてでございますが、中学校学習指導要領解説、「特別の教科 道徳」では、特定の価値観を生徒に押しつけたり、主体性を持たずに、言われるまま行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向の対極にあるものであり、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、自立した個人として、また国家・社会の形成者として、よりよく生きるための道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかをみずから考え続ける姿勢こそ、道徳教育が求めるものと示しています。

また、検定教科書に記載されている自己評価は、あくまで児童・生徒自身が、自分自身を振り返るために活用するものでございます。「特別の教科 道徳」の評価につきましては、数値による評価は行わず、個人内評価として記述式で行うこととなっております。

義務教育諸学校教科用図書検定基準では、学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、適切であるかどうか審査するものと示されており、これに合格している検定済み教科書から採択することとなります。

以上のことから、請願項目2につきましても願意は既実現されていると考えます。

次に、請願項目3、採択の公平・公正を実施するには、公開性、透明性が不可欠です。そのため、学校からの意見の自由記述、採択に際しての市民アンケートの概要報告、教育委員の出版社名を挙げての発言、記名投票を求めることについてでございますが、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、町田市立小・中学校で使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱を定めております。

この要綱の第3の(3)には、教育委員会は、採択に必要な事項を協議するため、町田市立中学校教科用図書調査協議会に協議を依頼することが明記されております。この調査協議会は、教科ごとに校長、副校長、教員により組織される調査研究委員会による調査報告、各学校の教員が研究した調査報告書、教科書展示会における来場者からのご意見記入用紙による自由な意見を総合的に検討協議し、評価所見及び協議経過を付して、教育委員会へ報告しておりますので、教員、市民のご意見は広く聞いていると考えております。

教育委員会は、調査協議会の報告等を参考に、みずからの責任と権限において教科書の採択を行うこととなっています。また、教育委員の採択については、出版社名を挙げて意見表明を行っております。記名投票ではありませんが、教育委員の意思は公表されているため、請願項目3につきましても願意は既に実現されていると考えます。

次に、請願項目4、教科書採択の現行制度を改め、既に国際標準とされているように、教員による採択制度とするよう文部科学省、東京都教育委員会に申し入れることについてでございますが、教科書採択の制度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の法令や通知等によって定められており、今回の教科書採択におきましても、その制度に従い、行ってまいります。

以上のことから国や都への申し入れは考えておりません。

次に、請願項目5、町田市教育委員会において、2021年度使用の中学校教科書について主体的な検討を加え、過大かつ高度な教育内容や教育格差の拡大などの重大な問題を明らかにするよう求めることについてでございますが、義務教育諸学校教科用図書検定基準により合格している教科書の採択に当たりましては、教育委員会では、中学校教科用図書調査協議会や教科書展示会において、市民等から提出された意見を参考に、みずからの責任と権限において研究を行い、適正かつ公正に教科書を採択しております。

以上のことから、請願項目5につきましても願意は既に実現されていると考えます。

説明は以上となります。

○**教育長** 請願第1号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございますが、本請願につきましても不採択とすることが妥当であるというふうと考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきましても、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思っております。何かございましたら、どうぞお願いします。

○後藤委員 5項目にわたる請願に対する私の意見を申します。

今の学校教育部長の説明にもありましたように、町田市教育委員会の教科書採択は、まず項目1に対しては、日本国憲法の基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義、そして町田市非核平和都市宣言にのっとっていること、項目2に対しては、学習指導要領の「特別の教科 道徳」の示した道徳教育が求めるものに基づいていること、項目3に対しては、採択の公平・公正は町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に定められ、それに基づいた手順どおりに行われていること、項目5に対しては、町田市教育委員会の責任と権限において主体的な検討を通して採択が行われていること、これらの点から既に実現できているというふうに考えております。

また、項目4の採択制度の変更を文科省や都教委へ申し入れる点についてですが、町田市教育委員会では法令等に従って実施していることであり、問題はないというふうに考えております。

私は教育委員として、1カ月以上の長期の時間をこの教科書の分析あるいは吟味にかけております。それだけの分量をどのように適切に判断していくかについては、私どもがしっかりと勉強しなければできないというふうに考えております。そして、町田市の中学校の子どもたちがよりよく質の高い学びができるよう、みずからの学力を高めることができるように、みずからの職責の上に立って教科書の選定をしてまいる所存であります。

以上の点から本請願には沿えないと判断いたしました。

○八並委員 今回、教科書採択に当たり、このような請願が出されたことは、市民の皆様のご関心がとても高いということであり、大変ありがたいことだと思います。どうもありがとうございました。

まず先に事務局に1つ質問をさせていただきたいと思います。

請願の要旨3では、学校現場の先生方のご意見がどのように反映されるかということをご心配されているようですが、町田市では、各校どのように調査研究されているのか、具体的に教えていただきたいと思います。その際に、先生方の報告には何か制約があるのでしょうか。また、先生方のご意見や市民の皆さんのご意見を一般に報告する機会は、具体的にはいつ、どのような場になるとお考えになりますか。

○指導室長(兼)指導課長 各学校における調査研究についてお話をさせていただきます。

教育委員会に届いております教科書の採択候補本、この4セットを4グループに分けて、各学校に5日間のサイクルで配付をいたしております。学校では1人の教員が全て

の教科の採択候補本の調査研究を行うわけではございません。学校で、校務分掌等で、また教科の担当が、例えば国語、数学、社会科ということで決まっておりますし、中学校ですと、教科の担任制でございますので、教科が決まっているところもございます。

学校は一斉に調査研究の時間を確保し、この分掌等で決まっている担当の教員を中心に、その教科の採択候補本の調査研究を選定基準に即して行っているという状況でございます。校長はこれら全ての教科の調査内容を確認し、決裁の上、調査協議会に報告をするという流れになっております。

○八並委員 それでは、私の意見を申し上げたいと思います。

ただいま請願者の教育に対する大変熱い思いに触れ、教科書採択に当たり、気持ちを新たに引き締めたところでございます。教育委員の一人として公平・公正に、みずからの責任を持って教科書採択に当たりたいと思っております。

請願の要旨2につきましては、新たに「特別の教科 道徳」の導入に当たり、懸念されていたことの1つであるように考えます。導入されて1年、私も実際に各学校の授業を拝見させていただきましたが、どの学校も、どの先生方も、大変工夫されて取り組まれておりました。このたびの教科書採択に当たり、現場の先生方のご意見をよく聞き、調査研究に当たりたいと考えております。

請願の要旨3につきましては、先生方のご意見、市民の皆さんのご意見は、今までも採択以前に報告がなされており、私たちもしっかりと目を通させていただいております。また、実際の採択の際には私もしっかりと意見を述べさせていただきたいと思っております。

請願の要旨4につきましては、過去の調査研究に当たっては、先生方のご意見を尊重して調査研究してまいりました。今回もそのように調査研究してまいりたいと思っております。また、教科の数、各会社の数、その量の多さに教育委員の大変さをご心配いただき、そのお心遣いに感謝申し上げます。確かに各教科、各出版社の調査研究をすることは大変困難でございますが、私もできる限りを尽くして町田市の中学生のために教科書を採択できるよう調査研究に励みたいと思っております。

請願の要旨5につきましても、同様に考えます。

以上のことから、教育長も述べられましたように、願意は既に実現されていると思われまますので、不採択がよろしいかと考えます。

○森山委員 では、私のほうから意見を述べさせていただきたいと思っております。

本日は、2021年度の使用の中学校教科書採択に関する請願ということでご意見をいただ

き、ありがたく思っております。まず、都内の学校におきまして長年ご勤務され、直接教育にかかわられたお立場、さらには教科書に関しての詳細な調査研究を踏まえてのご意見であったかというふうに思います。

また、I L Oのいわゆるユネスコの特別政府間会議で1966年に採択された「教員の地位に関する勧告」について、それを土台にして考えるべきだということについても、私も同感でございます。教員を専門職としてみなすということは、本来そういうふうにあるべきだと考えております。

今日お話をいただいた5点につきましては、先ほどの学校教育部長の請願についてのご判断、教育長のご判断と私も同様に考えておりますが、また、そのことに加えて、教科書は生徒にとって有益であるもの、そして、生徒の主体的・対話的で深い学びを教師が支援する、そういう大きな役割を持っていると思います。

そういう意味では、本日お話がありましたとおり、教員の意見を尊重することが非常に重要になろうというふうにも思っております。町田市教育委員会では、そういうプロセスをたどって、最終的に私ども教育委員が採択するという流れになっておりますので、我々もそこをしっかりと念頭に置きながら採択を行っていきたいと思います。

そういう意味では、本請願の願意については、先ほど述べましたとおり、既に実現していると考えます。しっかりと責任を持って教科書採択に臨みたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。今日はありがとうございました。

○井上委員 まず、中学校教科書採択に当たり、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。町田市で育つ中学生によりよい教育をとという熱心な思いを感じ取ることができました。

教科書採択の結果が教育現場に如実に反映され、ひいては入試など、子どもたちの将来にかかわってくることを鑑みると、いかに重大な責務であるかということを改めて感じました。

今回の請願の5つの事項につきましては、学校教育部長やほかの委員からもお話がありましたように、願意は既に実現されている、あるいは願意に沿えないものと考えます。

よって、不採択が適当であるという判断にはなりますが、私自身、中学生の子どもを持つ保護者の目線を生かし、中学校教科用図書調査協議会の報告や教科書展示会での意見を参考に、より深い視点で慎重に教科書採択に臨みたいと思っております。

○教育長 そのほかに何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第1号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見というふうを受けとめますので、本請願につきましては、不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第1号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第1号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○教育長 再開いたします。

次に、請願第2号「『十七条の憲法の中身』を示した教科書の採択に関する請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほども申し上げましたが、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問等がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 私、町田市小川に住んでおります小林勝美と申します。

今日は「『十七条の憲法の中身』を示した教科書の採択に関する請願」をいたしました

ので、その意見を申し述べます。

十七条の憲法は 604 年に聖徳太子がつくられたと言われておりまして、大変有名な事柄ですので、どの教科書にも載せられております。特に最初の 3 条は有名ですので、教科書によってはこの 3 条だけを示しているものもあります。

第 1 条「和を尊び、人に逆らいそむくことのないように心がけよ」というような内容でございます。2 条「篤く三宝を敬え」。3 条「天皇の詔をうけたら、必ず謹んでこれに従え」。こういう 3 条でございます。和を尊び、仏教の教えに従って、天皇を中心とする政治をするぞと書いてあるわけでございます。

しかし、4 条から 17 条までは、役人の心構えについて、割と条数も多くて、たくさん書かれております。

5 条には、公平な裁判をしなさいということが書いてありますし、6 条には、「悪を懲らしめ、善をすすめよ」。7 条には、権力を乱用してはならない。9 条には、「全てのことにうそいつわりのないまごころをもって当たれ」。

まだまだあるわけですが、11 条には、業績と過失をよく見分けて、賞罰を適切に行いなさい。12 条には、税を取り過ぎてはならない。15 条には、私心を捨て、公の立場に立つことを求められています。16 条には、もっと具体的なことですが、「民を労役に使うときは、農業の仕事の暇なときにせよ」ということも書いてあります。

最後の 17 条に、「大切なことは独りで決めないで、皆とよく議論して決めよ」ということが書いてあるわけですが、これも含めまして、書いてある中身というのは、今の民主主義の考え方がたくさん入っていると私は思います。

特に 17 条は、明治のときですが、明治天皇の五箇条の御誓文にある「広く会議を興し、万機公論に決すべし」というのと大体同じような内容を言っております。明治よりも 1200 年も前のことです。今から見ますと、1400 年前のことでございますが、この文章にしまして、こういう社会が必要だという理想を語りまして、また、どういうことに注意をしろというような原理もなるべく見える化して、こういう政治をしたということは、1400 年前ということを考えますと、日本は民主主義の第一人者だと言ってもよいのではないかと思います。民主主義という言葉は後から出た言葉ではありますが、内容的にはそういうことが日本には歴史としてあったのではないかなと思います。

今の教科書は、統治機構が天皇中心になったということを結構重要に書いてある教科書が多いです。それはそれで大事だと思います。統治機構が天皇中心になったということは、

時代的にそういう転換期であったので、それは大事だと思いますが、その統治機構は政治を動かす原理あるいは規範がしっかりしていることが実は大切でありまして、それが社会の安定とか社会の豊かさの基礎であると思うのです。

そういう意味で、17条の項目があるわけです。3条しか書いてない教科書もありますし、天皇中心になったということだけしか書いてない教科書もありますが、実は17条全体が、日本の1400年前の歴史的事実としてある。そのことを教科書の中で、17条の全体がどういうものか、あるいは、文語で書いてありますので、口語にしないとその意味はわからないかもしれませんが、その意味を学生にしっかりと見せて考えさせることが大切かなと思うわけでございます。

教科書が多数ありますけれども、ぜひこういう視点から、よい教科書を採択していただくようお願いするわけでありまして。それでこういう請願をいたしました。

以上です。

○教育長 請願者による請願第2号の意見陳述が終わりました。

この後、質疑を行いたいと思いますが、請願者の方には念のために申し上げておきます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また教育委員に対しては質疑をすることができないようになっておりますので、そのことはご承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、これより質疑を行います。請願第2号の要旨や理由、あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第2号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いしたいと思います。

○学校教育部長 請願第2号について、その願意の実現性、妥当性について申し述べます。

「604年に聖徳太子が作られたという『十七条の憲法』について、『名前だけでなく、その中身の17条の条文を生徒に示している歴史教科書』を町田市の教科書にしてもらいた

い」についてでございますが、教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書から選定をいたします。また、文部科学省が令和2年3月27日付で各都道府県の教育長宛てに通知した「教科書採択における公正確保の徹底等について」では、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な教科書採択が行われるよう努めること」といった内容が示されております。

さらに、学習指導要領には、「近世までの日本とアジア」について理解することの1つとして、「律令国家の確立に至るまでの過程」について、聖徳太子の政治を扱うことと示されていますが、十七条憲法の条文の全てを取り扱うこととは示されておられません。

公平・公正を旨とする教科書採択において、あらかじめ特定の内容を含んでいる教科書を選択することは認められておりません。

以上のことから、請願第2号については不採択とすることが適当であると考えます。

説明は以上となります。

○教育長 請願第2号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の意見もただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。本請願につきまして是不採択とすることが妥当であるというふうに考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいはただいまの学校教育部長の説明等につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。それぞれ何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 では、請願2に対する私の意見を申させていただきます。

中学校の社会科の歴史あるいは公民などの教科書には、民主主義にかかわるさまざまな内容が掲載されて学習できるようになっています。今、請願者の方が言われたように、十七条憲法は、そのときの冠位十二階などの制度とともに、当時の日本の役人の制度を確立するために取り組んだものであり、民主主義にかかわる1つのこととして意義あることだというふうに認識しています。ご説明の趣旨も大変よくわかりました。

しかしながら、民主主義は長い歴史を経て、世界各国の状況や時代に応じてつくられてきており、その部分だけではないというふうに考えております。当然今もつくられ続けていることだと思います。それらをバランスよく学んでいけることも、民主主義の理解にはとても大切なことであると考えます。

各教科書はそれぞれ民主主義について学べるように工夫をしていると考えます。私も各

教科書をよく分析して、どのようによりよい学びを形成できるものにつくられているかなどを、今後の選定の判断材料としていきたいと考えています。

このようなことから、特定されたものを採択の条件とするということは妥当ではないと考えます。したがって、その願意には沿えないと判断いたします。

○八並委員 ただいまの陳述を大変興味深く拝聴いたしました。貴重なご意見をありがとうございました。

どの教科でもそうではありますが、社会科に限らず、各出版社によってそれぞれの事例の取り上げられ方、記述の仕方などは違いがあり、各社、創意工夫が見られます。特定の事例だけではなく、全体的なバランス、あるいは社会科などでは資料の取り扱われ方など、さまざまな面に着目して調査研究をしたいと考えております。私も多角的な視点から公平・公正に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上のことから、教育長がおっしゃったとおり、私も願意には沿えないものと考えます。

○森山委員 本日は 2021 年度の使用の中学校教科書採択に関する請願ということでご意見をいただき、ありがたく思っています。中学校の歴史的分野の詳細な調査研究を踏まえてのご意見であったと思っております。

ただ、本請願の内容につきましては、特定の条件のもと採択するというところで、私も学校教育部長の説明並びに教育長のご意見と同様に、願意に沿えないものと判断いたしました。

○井上委員 今回は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。町田の教育に高い関心を寄せていただき、身が引き締まる思いです。

請願につきましては、「十七条の憲法」の条文の掲載という特定の項目に限定して採択するのではなく、民主主義を学ぶ事例を幅広く捉え、総合的に判断する必要があると考えます。

よって、学校教育部長やほかの委員からもお話がありましたように、願意に沿えないものと考えます。

以上のことから今回は不採択が妥当ではないかと考えます。

○教育長 そのほかに何かございますか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第 2 号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿え

ない旨のご意見というふうを受けとめましたので、本請願につきましては、不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第2号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第2号の審議を終了いたします。

続いて、請願第3号「100年前『人種差別撤廃』を提案した日本のことを書いてある教科書の採択に関する請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほども申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それではお願いいたします。

○請願者 再びでございますが、町田市小川に住んでおります小林勝美と申します。

「100年前『人種差別撤廃』を提案した日本のことを書いてある教科書の採択」ということで請願をいたしました。それにつきまして意見を申し述べます。

100年前とは、1919年の第一次世界大戦の後、パリ講和会議のことでございます。ちょうど101年でしょうか。100年になります。人種差別撤廃の提案というのは、そのときにつくられた国際連盟の規約の中に人種差別撤廃を載せるよう日本が提案した事実であります。

米国での警察官による黒人への暴行というのが今問題視されておりますし、また、新型コロナのパンデミックの世界ではアジア人への偏見に基づくような行為も報道されております。このような人権に関する今の世界状況を考えますと、100年前の日本の提案を受け

入れ、進化を重ねれば、今日の混乱は避け得たものではないかと思っております。

日本の国際連盟規約の提案は賛成が多数を占めました。11 対 5 で賛成が 11 あったわけですが、これは日本が独自で言ったというよりは、その意味合いというものは、あるいはその先進性ということについては、多くの国から認められていた証拠だと思えます。

しかし、国内の人種問題を心配する議長国アメリカの采配によって、全会一致ということになりました。結局、全会一致ということになると、これは不採用になりました。黒人系の大統領がある今ですから、少なくとも人種差別はよくないということは当たり前になりました。しかし、100 年前に世界を正しい方向にリードした大変画期的な日本の提案だったというふうに思います。

今、日本の歴史の教科書の中でも、特に自虐的な項目が多いようではすけれども、実際に起こった国際連盟への規約の提案というようなことは、私が見た限り、あまり教科書には載っていないようです。載っている教科書もありますが、載っていない教科書のほうが多いようですね。

こういう事実を町田の中学生にしっかりと教えまして、100 年前のこの当時の日本の提案、あるいはそれが不採用になった経過、こういうものを 1 つの歴史的事実として教え、その伝統の上といたしますか、今新しい人類平等の世界構築をしていかなければいけない中で、そういう人材を町田の中学生から出していきたいと思うわけであります。

そのためには、どういう教科書を採択していくかということが大変重要なことだと思います。今回そういうタイミングだと思いますので、こういう教科書をぜひ採択していただきたいという私の希望をこの請願書に書きました。そういう意味で請願をいたしたわけでございます。

以上です。

○教育長 請願者による請願第 3 号の意見陳述が終わりました。

それでは、これより請願者に対する質疑を行います。請願第 3 号の要旨や理由、あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様からご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前 10 時 55 分休憩

午前 10 時 56 分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第 3 号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○学校教育部長 請願第 3 号について、その願意の実現性、妥当性について申し述べます。

「第一次世界大戦のパリ講和会議において、日本が国際連盟の規約の中に『人種差別撤廃』を提案しました。その事実を記載した教科書の採択を要望する」ことについてでございますが、教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書から選定をいたします。また、文部科学省が令和 2 年 3 月 27 日付で各都道府県の教育長宛てに通知した「教科書採択における公正確保の徹底等について」では、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な教科書採択が行われるよう努めること」といった内容が示されております。

さらに、学習指導要領には、「近代の日本と世界」について理解することの 1 つとして、「第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたこと」を扱うことと示されておりますが、パリ講和会議における人種差別撤廃について、必ず取り扱うこととは示されておられません。

公平・公正を旨とする教科書採択において、あらかじめ特定の内容を含んでいる教科書を選択することは認められておりません。

以上のことから、請願第 3 号につきましては不採択とすることが適当であると考えます。説明は以上となります。

○教育長 請願第 3 号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の意見もただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 請願 3 に対する私の意見を申し上げます。

人権教育は大変重要な教育内容です。東京都教育委員会では、6 万人以上の全教員に、

人権教育プログラムという冊子を毎年つくりかえてそれを配布し、全教育活動の中でさまざまな人権課題を取り上げ、そして子どもたちの偏見や差別をなくすことができるように力強く教育を進めているところです。町田市教育委員会も同様に力強く進めています。

中学校の社会科の内容でも当然さまざまな人権課題について取り扱っています。請願者の方が先ほどご説明いただいたパリ講和会議の国際連盟委員会での人種的差別撤廃提案もその1つであるというふうに私も認識しております。

しかしながら、多種多様の人権課題についても、特定のものだけを必ず教えるということではなくて、バランスよく学ぶ中でさまざまな人権課題を学び、その解決を進めていく子どもたちの育成が大切だというふうに考えております。

各教科書をしっかり分析して、そのような学びができるよりよい教科書を子どもたちに提供できるように私も選定していきたいと考えています。

以上、特定されたものを採択の条件とすることは妥当ではないと考え、本願意には沿えないと判断しています。

○八並委員 先ほどの請願第2号に続きまして、請願者の教育に対する思いが伝わってまいりました。貴重なご意見をありがとうございます。

先ほどの請願第2号でも述べましたが、特定の事例だけではなく、教科書全体を総合的に多角的な視点から捉えて、公平・公正に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上のことから、教育長がおっしゃったとおり、私も願意には沿えないものと考えます。

○森山委員 請願いただきましてありがとうございます。先ほどと同様に、中学校の歴史的分野の教科書の詳細な調査研究を踏まえてのご意見であったと思っております。

本請願の内容につきましては、学習指導要領の中に「第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたこと」ということが示されておりますが、その内容に沿って教科書の記述がなされているというふうに思っております。

したがって、今回の請願につきましては、特定の内容を含んでいるという観点から、私も学校教育部長の本願意の実現性、妥当性についての説明並びに教育長のご意見と同様に、不採択とすることが適当であると考えます。

○井上委員 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

請願につきましては、先ほどと同じく、一部分のみに着目して採択するのではなく、今回で言うと、「近代の日本と世界」という学習単元の大きな流れの中で判断していくことが求められると考えられます。

よって、学校教育部長やほかの委員からもお話がありましたように、願意に沿えないものと考えます。

以上のことから、不採択が適当ではないかと考えますが、引き続き町田の子どもたちを取り巻く教育環境や教育委員会の取り組みにご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○教育長 そのほか何かございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第3号を採決いたします。

ただいまお伺いした各教育委員の皆様からのご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見というふうを受けとめましたので、本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第3号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第3号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私からご報告をさせていただきます。

前回の教育委員会定例会以降も、相変わらず新型コロナウイルス感染症対策に追われておりますが、前回の定例会でご報告いたしましたとおり、6月1日から、新型コロナウイルスの感染防止に十分な留意を払った上で、分散登校を初めとした段階的なスケジュールを立てまして、学校の教育活動を再開いたしました。

また、図書館や生涯学習部所管の施設につきましても、段階的に再開をいたしております。

この間の状況につきましては、後ほど報告事項のところで詳しくご報告をさせていただきます。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは次に、各委員の皆様からご報告をお願いしたいと思います。

○八並委員 私からは、活動報告というよりも、思いを述べさせていただきたいと思えます。

後ほど各部署からのご報告があると思いますが、緊急事態宣言が解除され、子どもたちが学校に戻ってきて、15日からは分散登校から平常登校へ、また22日からは中学校の部活動も始まり、新しい日常が始まりました。我が家は小学校のそばにあり、毎日子どもたちの登下校の声が聞こえてくると、とてもほっといたします。

また、生涯学習部の所管の施設も再開いたしました。図書館、町田市民文学館ことばらんど、生涯学習センター、自由民権資料館など、3密を避けながらも多くの市民の方にまたご利用いただきたいと思います。

特にことばらんどにおきましては、6月9日から8月10日まで「東京クロニクル1964ー2020展」の展示が始まっております。この展示は、本来でしたらば、この7月に開催される予定でありました東京オリンピックに先駆けた展示となっておりますが、来年に延期された状況の中で、またこのように開催できることを大変うれしく思います。1人でも多くの方に目にさせていただきたいと思っておりますので、ぜひご都合をつけて、3密を避けながらも、ことばらんどに足を運んでいただきますようお願いしたいと思います。

このような新しい日常にはさまざまな制約がございますが、各現場ではいろいろな工夫をして対応してくださっていると伺いました。コロナ禍の今だからこそできる現場での支援があると思えます。昨日の東京都の発表では感染者が100人を超え、予断を許さない状況であります。大変な状況のときではございますが、丁寧に、そして迅速に対応していただきますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○井上委員 私からは、家庭から見える子どもの様子など感じたことをお伝えしたいと思います。

先月半ばには分散登校がようやく終わり、小学校では給食が再開しました。1年生は入学してから時間がたってしまったので、学校に慣れるまで大変かと思いましたが、毎日新しいお友達ができることがうれしい様子で、給食もおいしくて、いつもお昼を心待ちにしているそうです。

現在、給食の時間は、おしゃべりをせず、皆前を向いて黙々と食べるスタイルで、上級

生たちは寂しがっていますが、1年生は、先生が驚くほど静かに、言うことを守って食事をしているそうです。対して6年生にもなると、品数が減っている分、給食の量が物足りないようで、毎日、帰宅してすぐに、おなかですいたと言い出しますが、保護者としては、給食のありがたさを実感しているところです。

そして、だんだんと暑くなってきましたので、心配なのは熱中症です。マスクをしなければならぬ状況下で、今年はさらに過酷と言えらると思います。新型コロナウイルスの感染対策のため、窓をあけて教室内の換気をしているので、クーラーをつけていても、教室内の温度や湿度が高くなってしまふことが多いようで、今後はさらなる注意が必要かと思ひます。

次に、中学3年生についてですが、先月、都立高校の入試の出題範囲が狭まることか決定しました。授業進度は例年より大幅に遅れているので、安心したのもつかの間、未知の受験体制となることに不安を隠せない様子です。

また、体育祭や修学旅行などの行事が延期や中止になつたり、部活の大会がなくなったことにより、活動がほとんどないまま引退になってしまうなど、楽しみや心の糧を失い、モチベーションが下がってしまう子も中にはいるようです。

しかしながら、都内の感染者数も再び増加傾向にあり、予断を許さない状況ですので、感染対策に加え、心の健康にも配慮し、前向きに過ごせるような声かけを家庭でもしてあげたらと考えております。

最後にもう1点、授業参観や保護者会が中止になつたことにより、学校の様子を知る機会、担任の先生とお話しする機会が極端に減つてしまい、保護者の皆様におかれましては、新学期の様子や感染対策が気になるところかと思ひます。各学校では、小まめなホームページ更新や学級通信にて、子どもたちの様子を詳細に伝えてくださっています。また、全校集会をビデオにして各教室のプロジェクターで流すなど、新しい取り組みも行っています。多忙な中を本当にありがたいことだと思ひます。このような事態だからこそ、より一層家庭と学校との連携を深め、ともに子どもたちを守っていきたく感じました。

私からは以上です。

○教育長 貴重なご意見をありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

事務局も含めて報告はよろしいですか。

○学校教育部長 私から、2020年度第2回町田市議会定例会の学校教育部所管分について

ご報告させていただきます。

第2回定例会は、一般質問が6月9日から15日までの5日間、文教社会常任委員会は6月17日に開催されました。

初めに一般質問は、学校教育部に対し、17人の議員から質問がありました。

タイトルだけになりますが、中学校給食のこれまでの取り組みは、そして今後の課題は、小・中学校の熱中症対策としてどのような取り組みを行っているのか、どのような点に注意すべきか、新型コロナウイルスの影響を受け不登校の子どもたちへの対応は、ICT教育における教科書の活用について、オンライン教育と通信環境の整備について、これまでの教育委員会の成果物について、中学校給食の無料試食会の提供と成果目標の再設定について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けオリンピック・パラリンピック教育と部活動の現状と課題について、小・中学校のオンライン授業の現状と今後の予定は、また、民間事業者との連携の実績と今後の予定は、自宅学習のあり方について、タブレットを活用したオンライン学習の現状と課題について、失われた授業時数は取り戻せるか、円滑な教育環境は確保できるか、新しい授業形態の実施で教員に対する研修は適切に行われるか、危険な道路で遊ばせないようにするため市としてできることは何か、陰山メソッドの研究指定校への支援について、熱中症対策について、そして、冷水器の導入検討が必要と考えるかどうか、マルチデイジー教科書の普及を進めるべきと考えるがどうか、通信ネットワークなき家庭への支援が必要であると考えるがどうか、教員の負担を軽減するためICTのサポート体制の強化が必要であると考えるがどうか、小学校給食の食器洗浄剤はどう変わるのか、臨時休業が長期にわたった影響について、家庭と教員に対し長期休業中の実態把握を行うべきと考えるがどうか、少人数学級の実施や教職員の増員・相談体制の確保が必要と考えるがどうか、授業の日数不足を過度の詰め込みや行事の削減で補うべきではないと考えるがどうか、改めて就学援助の周知を全世帯に行うべきだがどうか、中学校の全員給食を検討すべきではないか、適正規模・適正配置の基本的な考え方について問うという表題の中で、その内容と、この後実施するアンケート調査で、20年後の学級数や統廃合対象校を示した根拠は何か、人口減少を理由とした統廃合ありきの通学区域拡大はやめるべきだがどうか、文部科学省が各教育委員会に送付した学習内容の一部を次年度以降に繰り越すことを特例で認めるとした通知の内容と町田市の対応はどうか。

ほかに、再質問で、学校で行う演劇や音楽鑑賞を継続して行ってほしい。また、休業期間中の学校から児童・生徒へのアプローチについての質問がございました。

次に、6月17日に行われた文教社会常任委員会では、金井町・藤の台団地地区の住居表示変更に伴う金井小学校と藤の台小学校の学校設置条例の改正と、行政報告としまして、まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査及び意見募集の実施、そして学校個別施設計画の中間報告を行い、それぞれ審議していただきました。

条例改正は常任委員会及び6月23日の本会議で採択されました。

長くなりましたが、報告は以上となります。

○生涯学習部長 私からは、第2回市議会定例会の生涯学習部所管分の案件につきましてご報告いたします。

まず、一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う図書館の対応について質問がありました。休館中に取り組んだ仕事の内容、利用者からの意見、ホームページ上での取り組み、再開に向けてのスケジュール、新しい生活様式が求められる中で図書館はどう変わっていく必要があるかなどの質問がありました。

次に、6月17日に開催されました文教社会常任委員会におきましては、前回から継続審査となっている効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランの見直しを求める請願について審査を受けました。

前回もご報告いたしましたとおり、この請願は、図書館への指定管理者制度の導入や、図書館施設の集約などの取り組みが図書館サービスの後退をもたらすという立場から見直しを求めるものです。

こちらからは、前回以降、現在に至るまでの経過報告といたしまして、地域の皆様や団体に対し、このアクションプランについて説明をしたいと思っておりましたが、コロナウイルスのため、機会を設けることができなかつたということをご報告した上で、改めてアクションプランの説明をしたほか、追加資料として、指定管理者制度を導入している図書館がふえていること、直営に戻す図書館はわずかであることを示した資料を提出し、説明をいたしました。

これに対し、委員からは、アクションプランの策定に当たっては、図書館協議会に諮問すべきではなかったのか、指定管理者制度を導入した場合の導入効果と算出根拠、サービスは低下しないのかなどの質問が出された後、最後に、新型コロナウイルス感染症の影響で、現状では地元との話し合いの機会を設けることができているため、もうしばらくその進捗状況を見極めてから結論を出すべきではないかという意見が出され、再度の継続審査となりました。

以上、第2回定例会の生涯学習部所管分の案件につきましてご報告いたしました。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第10号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 議案第10号「町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明申し上げます。

本件は、金井町・藤の台団地地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、当該地区の町田市立小・中学校の通学区域の表記を改める必要があるため、改正するものでございます。

5月1日に開催されました第2回教育委員会定例会で、町田市立学校設置条例の一部を改正する条例により、当該地区の小学校2校の位置の表記を変更いたしました。今回の改正内容といたしましては、2枚おめくりいただきまして、別表1の町田第五小学校、藤の台小学校、本町田東小学校、金井小学校、大蔵小学校の小学校5校と、別表2にございます南大谷中学校、薬師中学校、金井中学校の中学校3校の通学区域の表記を改めております。

なお、表記の変更のみで、就学指定校の変更はございません。

施行期日は令和2年7月25日でございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かご質問等ございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第11号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明を申し上げます。

○生涯学習部長 議案第11号「第5期町田市生涯学習審議会委員の委嘱について」、ご説

明いたします。

本件は、町田市生涯学習審議会条例に基づき、第5期町田市生涯学習審議会委員を委嘱するものです。

任期は2022年3月31日までです。

1枚おめくりください。今回委嘱いたしますのは、ご覧のとおり15名でございます。選出区分別の内訳は、社会教育委員が8名、生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表が5名、公募による市民が2名でございます。

再任、新任の内訳で申しますと、再任が8名、新任が6名、未定が1名でございます。

現時点で未定となっております下から5段目の町田市民文学館運営協議会の代表の方につきましては、団体からの推薦が7月以降となるため、推薦があり次第、委嘱するものいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かご質問等ありましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第11号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続いて日程第3、臨時代理報告に入ります。

臨時代理報告第2号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明を申し上げます。

○生涯学習部長 臨時代理報告第2号「第32期町田市社会教育委員の委嘱及び解職の臨時代理の報告について」、ご説明いたします。

本件は、第32期町田市社会教育委員の委嘱及び解職について、6月17日付で臨時に代理して処理を行ったため、教育委員会に報告し、その承認を求めるものです。

なお、任期は2022年3月31日までです。

1枚おめくりください。選出区分、家庭教育の向上に資する活動を行う者の選出団体である町田市立中学校PTA連合会からの申し出により、6月30日付で解職をし、7月1日

付で委嘱するものでございます。

裏面をご覧くださいますと、委嘱後の最新の名簿を掲載しております。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。臨時代理報告第2号は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたします。

次に、日程第4、協議事項に入ります。

協議事項(1)「町田市生涯学習審議会への諮問について」を協議いたします。

本件については、担当者からご説明を申し上げます。

○生涯学習部次長(兼)生涯学習総務課長 それでは、協議事項(1)「町田市生涯学習審議会への諮問について」、説明をさせていただきます。

町田市では、自由民権運動と町田の歴史について市民の理解を深めることを目的とし、自由民権資料館を1986年11月に開館いたしました。町田史の特色の一つである自由民権運動を市内外に発信するとともに、市域の歴史資料を収集・保存し、後世に伝えていくための郷土資料館としての役割も果たしてまいりました。

その一方で、開館から34年が経過し、時代とともに社会状況や資料館を取り巻く環境は大きく変化しております。それらの変化に対応するため、自由民権資料館の魅力の向上と効率的・効果的な管理運営について検討する必要があることから、町田市生涯学習審議会条例第2条第1号の規定に基づき、「今後の町田市立自由民権資料館のあり方について」諮問いたしたいと考えております。

なお、本件につきましては、2020年7月29日に開催する町田市生涯学習審議会において諮問する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見などございましたら

らお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、提案させていただきました案のとおり、生涯学習審議会のほうへ諮問したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、審議会からこの諮問への答申をいただきましたら、またこの定例会におきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上で協議事項を終了いたします。

次に、日程第5、報告事項に入ります。

本日の報告事項は3件ございます。報告事項(1)について、学校教育部、生涯学習部の両部長のほうから報告をさせていただきます。

○学校教育部長 「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる町田市教育委員会の対応について」、ご説明いたします。

私のほうからは、学校教育部の対応についてご報告いたします。

1枚おめくりください。別紙1-1でございます。

6月5日の第3回教育委員会定例会でご報告しましたように、感染防止対策を徹底し、段階的に学校を再開いたしました。

小学校では6月1日から8日まで、隔日の分散登校で、3単位授業時間、中学校は同じく6月1日から5日まで、週2回の分散登校で、給食は小学校は6月3日から、中学校は学校判断という形で再開いたしました。

小学校は6月9日から12日まで授業時間を4単位時間にふやし、中学校では6月8日から12日まで登校日を週3回にふやしました。

6月15日から小・中学校ともに通常登校、通常授業を開始し、6月22日からは中学校の部活動を、時間・回数は制限いたしましたが、開始しております。

なお、部活動は7月1日から通常活動を開始しております。

学校の再開に当たりまして、各学校ではさまざまな感染防止対策を行っており、本日はその主なものとしてご紹介いたします。

児童の健康管理として、健康観察カードを活用した朝の健康観察、石けんによる小まめな手洗い、体育や休み時間の外遊びのときを除き、熱中症にも配慮しながら、原則マスク

の着用、ソーシャルディスタンスの確保。

学習環境では、教室の換気の徹底、机の位置を離したり、対面にならないような座席の配置、手すり・スイッチ等の消毒。

給食につきましては、小学校は6月いっぱい全校統一献立で、簡易な給食を提供いたしました。配膳は原則教員が行い、給食の受け取り・返却時に、密接・密集を避けて行いました。また、給食は前を向いて、会話を控えて食べる指導を行いました。

あわせて、感染症予防の指導を行うとともに、感染者や濃厚接触者などへ差別や偏見を行わないように指導も行っております。

次に、別紙1-2をご覧くださいと思います。

教育委員会では、東京都の新型コロナウイルス感染者の状況や、他自治体の学校において感染者が発生していることも踏まえ、市内の公立小・中学校の児童・生徒や学校関係者の感染が判明した場合の出席停止や臨時休業の取り扱いについて、6月15日に各小・中学校に通知いたしました。

その内容として、1の「出席停止基準」では、児童・生徒等に感染が判明した場合には、治癒するまで出席停止といたします。濃厚接触者と特定された場合には、保健所の判断のもと、PCR検査を行い、結果が陰性であっても、最後に濃厚接触した日から起算して2週間は出席停止の措置をとります。

海外から帰国した場合には、帰国後2週間は自宅で待機するように要請し、その間については出席停止といたします。

次のページをご覧ください。

2の「臨時休業措置等の取扱」になります。学校において感染者が発生した場合、これは児童・生徒だけではなく、教職員その他学校関係者を含みますが、保健所の指示による行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者が特定されるまで、原則として学校を臨時休業いたします。その後の休業措置については、保健所と相談の上、教育委員会で決定いたします。

3の「感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別の防止」は、先ほどお話ししたとおり、各学校で発達段階に応じた指導を行いました。

学校教育部の報告は以上となります。

○生涯学習部長 それでは、別紙2をご覧ください。

私からは、生涯学習部所管施設の再開状況についてご報告いたします。

1の「生涯学習施設について」ですが、6月22日（月）から適切な感染予防策を講じた上で、全ての制限を解除して開館しています。

対象施設ですが、ご覧のとおり、生涯学習部が所管する全ての施設です。

具体的な感染予防策ですが、3つの密を避けることを基本としつつ、発熱等、体調が悪い方の利用自粛要請、マスクの装着、手洗い、咳エチケットの要請、入り口に消毒液を設置、施設内の定期的な消毒及び換気の実施、対面時のアクリル板等の設置を行っています。

次に、2の「学校開放事業について」ですが、部活動の再開を含めた通常の学校教育活動が再開した6月22日（月）から、適切な感染予防策を講じた上で順次再開しています。

ご報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの両部長からの報告につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（2）について、担当者から報告をさせていただきます。

○**生涯学習センター長** 報告事項（2）『平和祈念事業』の開催について、ご報告をいたします。

生涯学習センターでは、毎年8月上旬に「夏の平和イベント」と称して、平和祈念事業を実施しています。戦争当時を語る事ができる方々は高齢化し、戦争体験の継承は年々難しくなっています。戦争の記憶を振り返るとともに、現代における平和のあり方を考える機会とするため開催するものです。

開催日時ですが、8月1日（土）にプレイベントを行い、8月6日（木）から10日（月）までの5日間、メインイベントを行います。会場は生涯学習センターの6階と7階です。

また、図書館との連携イベントとして、中央図書館の特集コーナーで、平和・戦争関連書籍等の展示及び「夏の平和イベント」の紹介をいたします。

8月1日のプレイベントは、埼玉大学教授、一ノ瀬俊也氏による講演です。映画「火垂るの墓」にスポットを当て、戦争の時代への理解を深めます。

そして、メインイベントですが、期間中、毎日開催するイベントと、日ごとに開催するイベントに分けて、資料に内容を掲載しています。

毎日開催するイベントとしては、戦時資料や広島原爆被爆関連資料、市民が戦時体験をつづった「1枚のハガキ」の展示などを行います。

ページをおめくりください。日ごとのイベントでは、6日（木）に広島での被爆体験の

話を伺うなどのイベントを、8日（土）には平和関連の子ども向けアニメ映画の上映会並びに親子将棋教室、また9日には、プロ棋士を招いた親子将棋教室を8日に引き続いて行い、長崎での被爆体験の話を伺うイベントなども実施いたします。そして10日（月）の祝日ですが、ドキュメンタリー映画の上映と、プレイベントでも講演いただいた一ノ瀬教授による上映作品に関連した講演会を開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策として、ホールを初め展示・イベントを行う各学習室においても、いわゆる3密を避けて実施するよう、例年と比べて人と人との間隔をあけることや定員を少なくするなどの対策を講じます。

周知方法ですが、広報「まちだ」、ホームページへの掲載のほか、市内公共施設へのポスターの展示やチラシの配布、マスコミの活用とともに、ツイッターでも情報を発信し、幅広い年齢層にアピールを行います。

最後に、項目番号6で、昨年度のイベントの様子を紹介しています。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。—よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（3）について、担当者から報告をいたします。

○**図書館市民文学館担当課長（町田市民文学館長）** 報告事項（3）についてでございます。

本件は、町田市民文学館運営協議会に文学館の実施事業及び施設管理について事務局からの報告をもとに評価をいただき、答申としてまとめたものでございます。

「答申の構成及び概要」ですが、1「事業の見直しに向けた取組について」、こちらは2019年度策定しました「町田市民文学館のあり方見直し方針」の5つの指針に沿って、文学館の各事業を評価していただいております。2「施設管理に関する取組について」、3「展示事業について」、4番に資料をつけてございます。

第4期の町田市民文学館運営協議会の委員の方は8名、審議は計7回行いました。いただいた評価をもとに今後の事業に生かしてまいります。

報告は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。

○**八並委員** 答申をいただき、本当にありがとうございます。

2018年度、2019年度にわたって非常にユニークな展示等に力を入れているというふうにご考えております。この見直し方針に基づいて新たな取り組みをされてきていると感じております。今後もこの答申に基づき、さらなる発展をしていただきたいと思いますと考えております。頑張ってください。よろしく申し上げます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

予定されました本日の議題は以上でございますが、そのほか委員の皆様、あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で町田市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。

午前11時40分閉会